



偽装商品金融事例紹介

- 詐欺被害事件を例に -

発表者：法律扶助基金会専属弁護士

曾彦傑弁護士



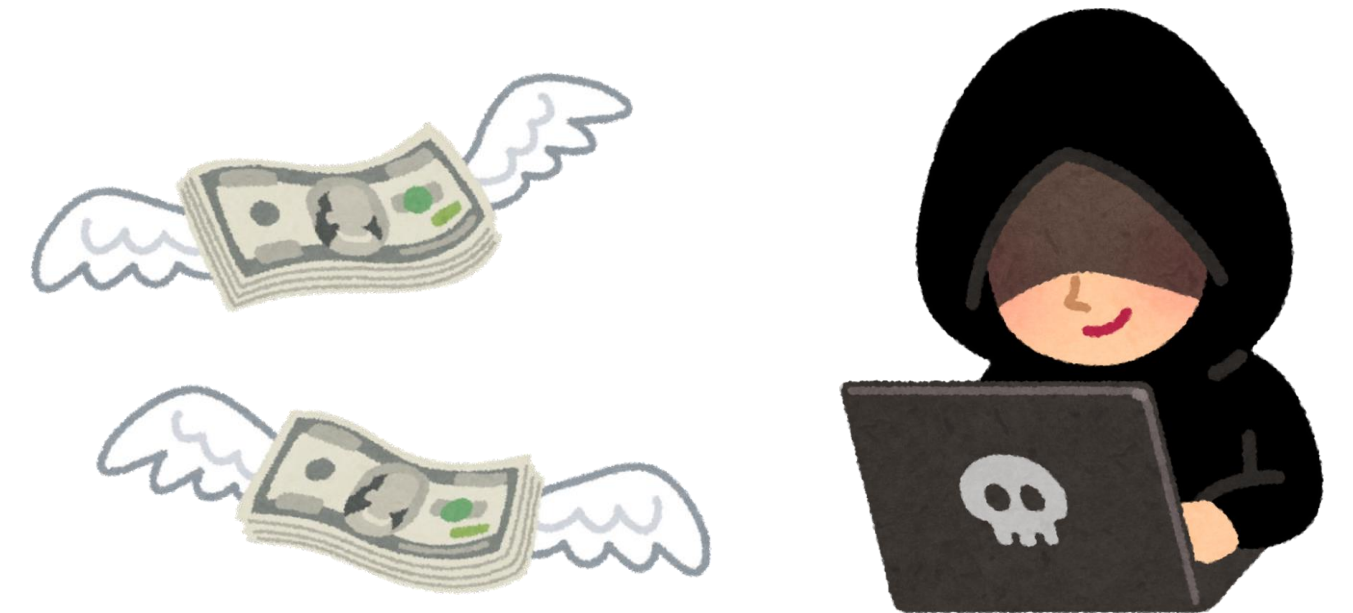


本件の基礎事実(1)



女性Aは軽度の知的障害があり、詐欺グループのメンバーの言葉を誤信して投資に参加しようとした。しかし、経済的に困難な状況にあったため、詐欺グループのメンバーから紹介された貸金仲介業者を通じて、貸金業者Cおよび貸金業者Dからそれぞれ借入れを行い、債務の担保として約束手形を発行した。

借入金を受け取った後、その資金を詐欺グループに渡して投資を行ったが、結果的に全額を失ってしまった。





本件の基礎事実(2)



女性Aと貸金業者Cとの間における「偽装商品金融」に関する法律関係（融資的性質を有する割賦販売型）

- 契約担当者Eは、あらかじめ作成された「中古二輪自動車売買契約書」、「中古二輪自動車割賦販売契約書」および「債権譲渡同意書」に女性Aの署名をさせたにとどまり、合理的な検討期間を与えず、また契約の法的効果についても女性Aに説明しなかった。
- 女性Aは、まず「中古二輪自動車売買契約書」に署名し、自己名義のバイクを12万元でC1に売却したが、双方は直接面会していなかった。なお、C1が勤務するC2社は、貸金業者Cの貸付業務を長期にわたり代行している。
- 女性Aは、同時に「中古二輪自動車割賦販売契約書」にも署名し、C1から同一のバイクを代金12万元で買い戻すこととし、36回の分割払いによって弁済する旨を約した。各回の返済額は4,212元であり、分割払いの総額は15万1632元であった。
- C1は、最終的に「債権譲渡同意書」に基づき、女性Aから取得した中古二輪自動車割賦販売契約関係の代金債権を貸金業者Cに譲渡した。
- C2社はC3名義を用いて、10万元を女性Aの口座に振り込んだ。



本件の基礎事実(3)

女性Aと貸金業者Dとの間の「偽装商品金融」に関する法律関係（偽装売買型）

- 契約担当者Eは、あらかじめ作成された「商品割賦販売契約申込書兼約定書」および「支払指示同意書兼約定書」に女性Aを署名させただけであり、合理的な検討期間を与えず、また契約の法的効果についても女性Aに説明を行わなかった。
- 「商品割賦販売契約申込書兼契約書」に記載された販売店D1および「支払指示同意書兼約定書」に記載された債権譲渡人D1は、いずれもEが記入したものであり、E自身もD1の存在については把握していなかった。
- 女性Aが署名した時点において、「商品割賦販売契約申込書兼約定書」はすべて空欄であり、商品名・分割金額・総額などの記載はなかった。その後、「女性Aがエルメスの商品を38万元で購入し、50回の分割払いによって弁済するものとする。各回の返済額は1万0450元であり、分割払いの総額は52万2500元である」との内容が追記された。
- 女性Aが署名した時点において、「支払指示同意書兼約定書」もすべて空欄であった。
- 貸金業者Dは、9%の利息をあらかじめ差し引いた上で、34万5800元を女性Aの口座に振り込んだ。その後、女性Aは7万元を契約手数料として仲介業者に支払ったため、実際に手元に残った金額は27万5800元にとどまった。
- 上記の契約形式上は、女性AがD1から分割払いで商品を購入し、D1が女性Aに対して取得した商品割賦販売代金債権を融資会社Dに譲渡した形となっている。

裁判実務における「偽装商品金融」の法的評価



偽装売買型

*111年＝2022年
*112年＝2023年

・消費貸借

(台湾高雄地方裁判所
111年度雄小字第3158号、
112年度雄小字第953号、
112年度鳳簡字第33号判決、
台湾台北地方裁判所
112年度店簡字第578号、
112年度店簡字第760号、
112年度消字第34号、
112年度店簡字第1621号、
112年度店簡字第565号、
111年度店簡字第1785号判決)

融資的性質を有する割賦販売型

*108年＝2019年
*109年＝2020年
*113年＝2024年

・割賦販売契約

(台湾台北地方裁判所112年度北簡字第7138号判決、
台湾士林地方裁判所112年度湖簡字第1470号判決、
台湾台北地方裁判所111年度北簡字第16342号判決、
台湾士林地方裁判所109年度簡上字第241号判決)

・売買と消費貸借の混合契約

(台湾高等裁判所台南支所110年度上字第1号判決)

・消費貸借

(台湾士林地方裁判所113年度湖簡字第184号、
113年度湖簡字第421号、112年度湖簡字第833号判決、
台湾台中地方裁判所108年度簡上字第294号判決、
台湾士林地方裁判所109年度湖簡字第1155号判決、
台湾士林地方裁判所112年度湖簡字第1375号判決)



本件に係る訴訟概要



債務不存在確認訴訟

第一審：台湾台北地方裁判所112年度消字第2号判決（原告A、被告C・D）

第二審：台湾高等裁判所113年度消上易字第1号判決（控訴人C、被控訴人A）

約束手形債務不存在確認訴訟

第一審：台湾士林地方裁判所112年度湖簡字第458号判決（原告A、被告C）

約束手形債務不存在確認訴訟

第一審：台湾台北地方裁判所112年度店簡字第690号判決（原告A、被告D）

第二審：台湾台北地方裁判所113年度簡上字第139号判決（控訴人A、被控訴人D）



債務不存在確認（第一審）



割賦販売契約不成立

➡ 融資的性質を有する割賦販売型（原告A、被告C）

証人C1もまた、あくまでC社の金銭貸借契約の規定に基づき、貸付手続きを遂行するために、中古車売買契約書および中古車割賦販売契約書に押印したにすぎず、原告Aに対して本件中古二輪自動車を購入又は販売する意思はなかったと証言している。したがって、これら書面に記載された売買当事者の双方とも、本件中古二輪自動車を売却又は分割で買い戻す意思を有していなかったことから、本件契約は成立したとはいえない。さらに、C1が原告Aに対して本件中古二輪自動車の割賦販売契約に基づく代金債権を取得し、これをC社に譲渡したと認めることもできない。被告Cもまた、C1が原告に対して本件中古二輪自動車割賦販売契約に基づく代金債権を実際に有していたことを立証できておらず、その債権譲受の抗弁には根拠がない。

➡ 偽装売買型（原告A、被告D）

Eの供述によれば、原告Aが約定書および指示同意書に署名した当時、そこには購入品目、金額、分割回数、総額、売主などはいずれも記載されておらず、原告Aの署名後に証人Eが書類を持ち帰り、自ら「購入品はエルメス」「売主はD1」などの内容を追記したという。したがって、D1という存在自体が実在すること、またD1が原告Aとの間でエルメスの販売につき意思の合致を有し、これに基づいて原告Aに対してエルメスを購入する割賦販売代金債権を有していたこと、さらにその債権を被告Dに譲渡したことを裏付ける証拠は乏しい。被告Dもまた、D1が確かに原告Aに対して割賦販売代金債権を有していたことを立証できておらず、その債権譲受の抗弁には根拠がない。



債務不存在確認（第一審）



消費貸借関係の不成立

➡ 原告Aが主張する「被告らはいずれも原告に対して貸付債権を有しない」との点については、被告D社および被告C社が本法廷の口頭弁論期日においてこれを自認した。したがって、原告Aの主張する、被告D社の原告Aに対する貸付債権52万2500元および被告C社の原告Aに対する貸付債権15万1632元のいずれも存在しないとの事実は、真実であると認められる。





債務不存在確認（第二審）



（控訴人C、被控訴人A）

- ➡ 有効な融資的性質を有する割賦販売契約は、貸金業者および当該融資的性質を有する割賦販売契約を締結した当事者双方が、その取引の内容および法的効果を十分に理解していたことを要し、始めて有効であると認められる。
- 本件貸付において採用された「当該中古二輪自動車を売却して買い戻す」という取引手法は、商取引に従事していない一般市民にとって極めて珍しいものである。また、契約内容を詳細に確認せず、他者から説明を受けない限り、当該取引手法より生じる複雑な法律関係を理解することは困難である。以上の点は、前述のとおりである。
 - さらに、被控訴人Aは鑑定の結果、軽度の知的障害を有し、障害者手帳の交付を受けており、その障害区分bII7.1は、すなわち成人後の知的年齢が概ね9歳から12歳程度に相当するとされている。
 - また、証人Eは契約確認の際、被控訴人Aに交付し署名させた書類は、内容が未記入であった。被控訴人Aが署名した後、Eはその書類をそのまま持ち帰り、被控訴人Aに内容を確認させなかった。さらに、当日Eは、本件譲渡書の詳細について被控訴人Aに説明せず、「これは車両登録機関で設定を行うためのものである」とのみ告げるにとどまっていた。



約束手形債務不存在確認訴訟



約束手形債務不存在確認

- 原告A vs 被告C：原告A勝訴（台湾士林地方裁判所112年度湖簡字第458号判決）
- 原告A vs 被告D：原告A勝訴（台湾台北地方裁判所112年度店簡字第690号判決）

原告Dは、反訴において当該金員の不當利得返還請求をし

- 被告Dの主張：不當利得を理由として、原告Aに対し、送金金額34万5800元の返還を請求する。
- 原告Aの抗弁：**民法第180条第4号に基づき、返還義務を否定する。**





Aの主張：

本件には、民法第180条第4号が
適用されるべきである

- 台湾民法第180条第4号：「不法な原因のために給付をした者。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。」
- 民法第180条第4号の立法趣旨は、不正行為者を保護しないという原則に基づき、不法行為の抑止を目的とする一般予防機能を有するものである（台湾高等裁判所台南支所110年度上易字第212号判決の趣旨参照）。



Aの主張：不正行為者を保護しない



- 被控訴人Dは、割賦販売契約と債権譲渡を組み合わせることにより、自己の控訴人Aに対する消費貸借返還請求権を割賦販売代金請求権に転化させ、**消費貸借の要物性および法定上限金利の適用を回避して、利益を巧みに得ようとした疑いがある。**
- 被控訴人Dは、自らが金融機関ではなく、法律の定めにより銀行以外の者は貸付業務を営むことができないこと（銀行法第3条第1項第5号、第137条）、また、会社は他人に資金を貸し付けてはならないこと（会社法第15条第1項）を十分に認識していた。にもかかわらず、他人に対する融資を行う目的で、虚偽の割賦販売と債権譲渡を組み合わせた法的構成により消費貸借を代替した。**その結果、控訴人Aは実際にはわずか27万5800元しか受け取っていないにもかかわらず、総額52万2500元に達する約2倍の債務を負担するに至った。**
- 被控訴人Dは、銀行法および会社法により定められた他人に対する貸付禁止の規制を免れる目的で、あえて法の間隙を突き、実在しない「D1」を利用して、虚偽の割賦販売で「エルメス」の取引を偽装し、多額の利益を得た。さらに、控訴人の軽率さと経験不足につけ込み、著しく公平を欠く契約を締結させたものであり、このような「偽装売買・実質貸付」という取引手法は、刑法上の罪に該当するおそれがある。



Aの主張：不法行為の予防(1)

- 不法原因給付に該当するか否かは、違法または不法行為の性質や態様、当事者双方の違法性・不法性の程度およびその強度などを総合的に考慮し、さらに将来的に同種の不法行為の再発を防止する等の要素を斟酌して判断すべきである（日本東京高等裁判所平成14年（ネ）第2131号判決における民法第708条の解釈を参照）。
- 被控訴人Dは、虚偽の割賦販売と債権譲渡を組み合わせる手法によって消費貸借を代替し、民法上の消費貸借に関する借主保護規定および会社法第15条に定める貸付禁止の規定を免れようとし、高額な暴利を得た。さらに、控訴人Aの軽率さや経験不足につけ込み、十分かつ合理的な契約内容の検討期間を与えず、定型的契約条項を用いて割賦販売および債権譲渡の形式を装うことで、**消費者の抗弁を著しく困難にした**。また、この点は、前掲の日本の判決において、被告が複雑な法律構成や虚偽の情報をを用いて、原告の正確な判断を妨げ、不公平な契約を締結させ、さらに質権設定や権利譲渡を通じて、原告の抗弁を困難にした事案と類似しており、いずれの場合もその法律関係は公序良俗に反するものである。



Aの主張：不法行為の予防(2)



- 被控訴人Dは民間の貸金業者であり、定型的契約の方式を用いて、控訴人Aを含む不特定多数の消費者との契約締結を目的としていたものと認められる。したがって、被控訴人Dは「割賦販売と債権譲渡を組み合わせた」法的構成を、不特定の第三者に対する貸付の手段として利用していたといえる。よって、将来的にも本件控訴人Aと同様の被害を被る者が生じる可能性は低くなく、金融秩序に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、本件のような不法行為の再発を抑止する必要性は極めて高い。この点は、日本東京高等裁判所が、当該事件の法律関係が形式上は通常の金融取引に見えるため一般人が容易に欺かれやすく、しかも被告が引き続き同種の貸付広告をバス車内等に掲載していたことから、将来に同様の被害が発生する高度の蓋然性があるとして、当該行為の再発を防止する必要性が極めて高いと判断し、借入金元本の返還請求を認めなかった事案と類似している。

裁判所の判断：認めず



第一審：台湾台北地方裁判所112年度店簡字第690号判決

- たとえ反訴被告Aが本件割賦販売契約関係に基づき52万2500元の債務を負担すべきであったとしても、当該割賦販売契約関係から生じた債権は、別件判決においてその不存在が確定している以上、反訴被告Aが法定利率を超える債務を負担していると認めることは困難である。
- さらに、たとえ反訴原告Dが当初に受領した遅延利息が法定利率を超過していたとしても、民法第205条の規定により制限を受けるものであり、これをもって本件給付が不法の原因によるものであると推認することはできない。また、反訴被告Aが主張する合理的な検討期間の不付与、説明義務違反、ならびに急迫・軽率・経験不足といった事情についても、いずれも別件訴訟において本件割賦販売契約関係から生じた債権の存否を審理する際にすでに考慮されているところであり、本件金員が不法の原因による給付であるか否かとは関連しない。
- また、反訴被告Aが提出した日本東京高等裁判所平成14年（ネ）第2131号判決の見解（当裁判所第2巻43頁～50頁）については、その原因事実は本件の事実関係と必ずしも同一であるとはいえず、同判決において示された法的見解を直ちに本件に類推適用することは困難である。

裁判所の判断：認めず



第二審：台湾台北地方裁判所113年度簡上字第139号判決

- ・ 控訴人Aは資金需要があったため、被控訴人Dに連絡を取り、本件割賦販売契約約定書、本件約束手形および本件支払指示同意書に署名の上、本件金員を受領したものである。したがって、控訴人Aの主張する「不法の給付関係は被控訴人が主導したものであり、返還を請求することはできない」との点は、事実と反し、採用の限りではない。
- ・ 銀行法第3条第5号は、銀行が営むことのできる業務として貸付等を列挙するにとどまり、同法第137条は、同法施行前に許可を受けず営業免許を取得していない銀行、または預金若しくは貸付業務を営む類似の銀行機関に対し、設立手続の補完を求めるものであって、被控訴人が資金融通業務を営むこと自体を禁止する趣旨の規定は見当たらない。また、会社が会社法第15条第2項に違反して行った貸付行為であっても、その法律行為自体はなお有効であり（最高裁判所101年度台上字第414号判決の趣旨参照）、借主は依然として返還義務を負うものと解される。したがって、たとえ本件給付の原因が会社法第15条に違反するものであるとしても、上記規定の趣旨および資本充実の原則に照らせば、控訴人Aが不法の原因による給付を理由として返還を拒むことはできず、衡平の理念にも合致するものといえる。
- ・ 合理的な検討期間を付与したか否かは、当事者間の合意が控訴人を拘束するか否かの問題にとどまり、給付の原因そのものに関わるものではない。したがって、控訴人がこの点をもって給付の不法原因と主張するのは、誤解に基づくものというほかない。
- ・ 貸付金から利息をあらかじめ控除する方法でなされた金銭消費貸借においては、貸与された元金額は、利息を控除した後に実際に借主に交付された金額によって定まるものと解される（最高裁判所112年度台上字第1268号判決の趣旨参照）。また、法定利率を超える部分の利息の約定は無効である（民法第205条）。しかしながら、そのことは消費貸借の成立自体に影響を及ぼすものではなく、借主は上記元金および有効な範囲の利息につき弁済の責を負う。したがって、被控訴人が利息を前もって控除し、法定利率を超える利息を収受していたとしても、前記のとおり、控訴人がこれを不法の原因による給付として返還を拒むことはできない。

.....

ご清聴ありがとうございました

(The END)

.....